



射水市告示第 148 号

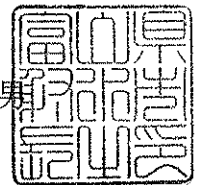
字の区域の新設について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するので、同条第 2 項の規定により、告示する。

上記の処分は土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による射水市鏡宮土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 18 年 9 月 26 日

射水市長 分 家 静 典



市町村名	従前の大字の区域を廃止し、新たに大字「鏡宮弥生一丁目」を設定する区域		
射水市	大字名	字名	地番
	鏡宮		13の3の一部、14の1、14の3、14の4、14の5の一部、15の1、15の2、16の1、16の2、17の1から17の4まで、18の1、18の2、19の1、19の2、20の1、20の2、21の1、21の2、22の1、22の2、23の1から23の3までの各一部、24の1の一部、24の4の一部、25の1の一部、25の2の一部、26の1の一部、26の2の一部、27の1の一部、28の1の一部、29、30の1、31の1、31の2の一部、32、33、34の1、34の2、35の1、35の2、36、37、38の1から38の3まで、39の1、39の3、39の4の一部、40の1の一部、71の1の一部、72の1の一部、73の1の一部、74から76まで、77の1から77の4まで、78の2、78の3、88の1の一部、88の4、103から106まで、107の1、107

			の2、108の1、108の2、109の2、110の1、110の2、 111の1の一部、112の1の一部
--	--	--	--

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

(備考) 上記地番は、平成18年7月24日現在の登記簿による。

市町村名	従前の大字の区域を廃止し、新たに大字「鏡宮弥生二丁目」を設定する区域		
射水市	大字名	字名	地番
	鏡宮		23の1から23の3までの各一部、24の1の一部、24の2、24の3、24の4の一部、25の1の一部、25の2の一部、26の1の一部、27の1の一部、28の1の一部、88の1の一部、88の2、88の3、89の1、89の3、208の1、209の1、209の4、210、211、212の1から212の3まで、213、214、215の1、215の2、216から218まで、219の1から219の3まで、220の2の一部、248の6、249から251まで、252の1から252の3まで、253の1、253の2、254、255の1の一部、255の2、255の3、255の4の一部、256から259まで、260の1、260の2、261の1から261の3まで、262の1、262の2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

(備考) 上記地番は、平成18年7月24日現在の登記簿による。